第１５期
中部山岳地域森林計画書
変更計画書（案）
（中部山岳森林計画区）

長野県松本地域振興局管内　（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）

長野県北アルプス地域振興局管内　（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）

令和９年４月１日変更

計画期間　自　令和　８年　４月　１日

至　令和１８年　３月３１日

長　野　県

森林法（昭和 26 年６月 26 日法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。
なお、地域森林計画の変更は、令和９年４月１日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

① 官行造林の返地及び森林の転用、編入、区域修正等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
② 全国森林計画変更に伴う第６計画量等の変更
③ 市町村の林道計画の変更に伴う林道の開設及び拡張に関する計画の変更
④ 保安林の指定理由消滅による保安林の解除を相当とする森林の変更

目　　次

Ⅰ　計画の大綱

第１　中部山岳地域森林計画区の概況 …… 1

１　自然的背景（位置、気候、地形、地質、土壌） …… 1

２　社会・経済的背景（人口、農業、工業・商業、交通、観光） …… 2

３　森林・林業の現状と課題 …… 3

(1) 令和7年度の森林面積と蓄積（民有林＋国有林） …… 3

(2) 民有林の森林資源の内容 …… 3

(3) 民有林の樹種構成 …… 4

(4) 森林の所有形態 …… 5

(5) 林業労働 …… 6

(6) 高性能林業機械 …… 7

(7) 林内路網の整備状況 …… 7

(8) 間伐 …… 7

(9) 素材生産、製材品出荷 …… 8

(10) 木材流通及び利用 …… 9

(11) 地域材の利用 …… 10

(12) 特用林産物 …… 10

(13) 林業用苗木 …… 10

(14) 森林病害虫による被害 …… 10

(15) 野生鳥獣による林業被害 …… 11

(16) 土砂災害の対策 …… 11

(17) 保安林の配備状況 …… 11

(18) 森林経営管理制度の推進 …… 12

(19) その他 …… 12

第２　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… 13

１　伐採立木材積 …… 13

２　造林計画面積 …… 14

３　林道等の開設及び拡張の数量 …… 15

４　保安林の指定又は解除の面積 …… 15

５　治山事業 …… 16

第３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… 17

１　県民の暮らしを守る森林づくり …… 18

(1) 森林整備の推進 …… 18

(2) 災害に強い森林づくりの推進 …… 19

(3) 集積・集約化等による適切な森林管理の推進 …… 20

(4) 野生鳥獣対策の推進 …… 20

２　持続的な木材供給が可能な森林づくり …… 21

(1) 適正な主伐と計画的な再造林の推進 …… 21

(2) 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化 …… 22

(3) 林業の生産性の向上 …… 23

(4) 県産材の安定的な供給体制の確立 …… 24

(5) 様々な用途での県産材需要の拡大 …… 26

３　県民が恩恵を享受できる森林づくり……27
(1) 森林の多面的利活用の推進……27
(2) 森林等に関わる多様な人材の育成……27
(3) 多様な主体による森林への関わりの推進……28
Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域……29
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項……31
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項……31
(1) 森林の整備及び保全の目標
(2) 森林の整備及び保全の基本方針
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
２　その他必要な事項……34
第３　森林の整備に関する事項……35
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）……36
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針
(3) 立木の伐採・搬出に関する指針
(4) その他必要な事項
２　造林に関する事項……38
(1) 人工造林に関する指針
(2) 天然更新に関する指針
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
３　間伐及び保育に関する事項……46
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
(2) 保育の標準的な方法に関する指針
(3) その他必要な事項
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項……55
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項……61
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
(5) 林産物の搬出方法等
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項……65
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
(6) その他必要な事項

第４　森林の保全に関する事項……70

1　森林の土地の保全に関する事項……70
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

2　保安施設に関する事項……88
(1) 保安林の整備に関する方針
(2) 保安施設地区の指定に関する方針
(3) 治山事業の実施に関する方針
(4) その他必要な事項
(5) 特定保安林の整備に関する事項

3　鳥獣害の防止に関する事項……91
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針
(2) その他必要な事項
(3) 鳥獣害対策の方針((1)及び(2)に掲げる事項を除く)

4　森林病害虫等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項……93
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針
(2) 林野火災の予防の方針

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項……95
(1) 保健機能森林の区域の基準
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項
(3) 立木の期待平均樹高

第６　計画量等……97

1　伐採立木材積及び間伐立木材積……97
2　森林施業~~間伐~~面積……97
3　人工造林及び天然更新別の造林面積……97
4　林道の開設及び拡張に関する計画……98
5　保安林の整備及び治山事業に関する計画……115
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
(3) 実施すべき治山事業の数量

6　要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期……117
(1) 要整備森林の所在及び面積
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

第７　保安林その他法令による制限林の施業の方法……118

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積(令和8年9月１日現在)　　(単位:ha)

区分		面積	備考
松本管内	松本市	38,332	減 −46ha
	塩尻市	15,867	増 3ha
	安曇野市	10,454	
	麻績村	2,337	
	生坂村	3,058	
	山形村	1,273	
	朝日村	6,148	増 63ha
	筑北村	8,245	
	計	85,716	増 19ha
北アルプス管内	大町市	19,117	増 1ha
	池田町	2,143	
	松川村	1,689	増 3ha
	白馬村	10,637	増 37ha
	小谷村	16,528	増 86ha
	計	50,113	増 127ha
計画区総数		135,829	増 146ha

注）１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

２　森林計画図は、中部山岳地域森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、松本地域振興局、北アルプス地域振興局において閲覧できる。

３　面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

４　増減面積が 1ha 未満の場合、備考に 0ha にて記載とする。

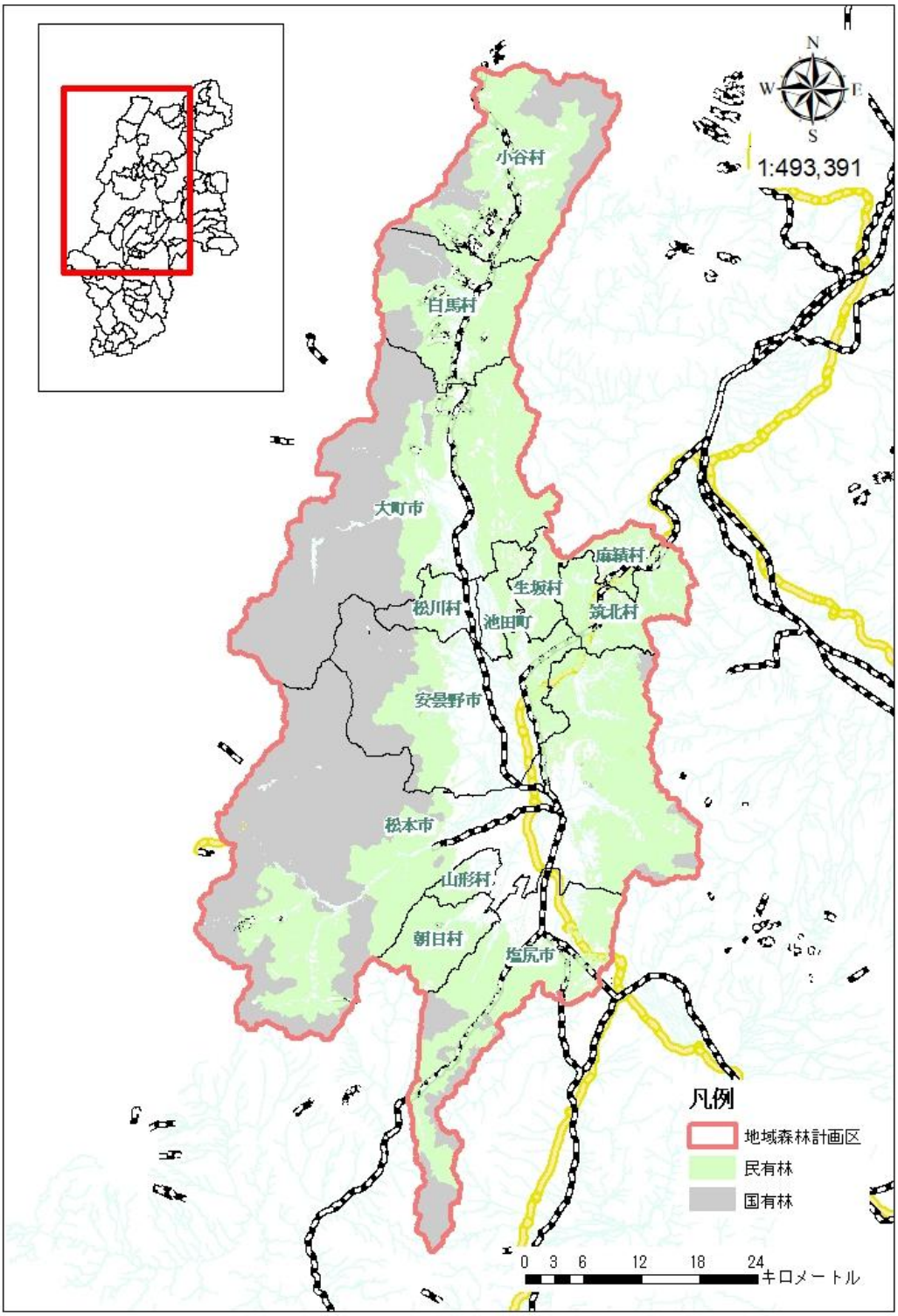
５　地域森林計画の対象となる民有林（次の（１）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（３）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1)　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可

(2)　森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3)　森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



第３　森林の整備に関する事項

第２に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる事項を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行います。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行います。

なお、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」は、市町村森林整備計画における立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものです。

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区　　分	主伐の方法の内容
皆　　伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択　　伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【表 3-2】主伐の留意事項

区　　分	留　意　事　項
共通事項	①　伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には~~周辺森林の成木の樹高程度（~~20m以上~~）~~の幅を確保する。 ②　自然条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③　森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④　伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。

区　　分	留　　意　　事　　項
共通事項 （前ページからの続き）	⑤　伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥　森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 ⑦　伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材網の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑧　あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。 ⑨　林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要ある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

区　　分	留　　意　　事　　項
皆　　伐	①　原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、野生鳥獣の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ②　一箇所当たりの皆伐の面積は、20ha を超えないものとする。また、長野県主伐・再造林推進ガイドライン（令和５年３月長野県林務部）に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね５ha までを推奨する。 ③　隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上の保残帯を設けること。 ④　②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤　次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択　　伐	①　群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ②　帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③　森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案した資源予測を行い、森林資源の循環利用を推進し、持続可能な地域林業の構築を目指した伐採量を計画しました。

【表６－１】伐採の方法及び針広別の伐採立木材積の計画量及び間伐立木材積（単位　材積：千m3）

区分	総数			主伐※1			間伐※2		
	総数	~~針葉樹~~	~~広葉樹~~	総数	~~針葉樹~~	~~広葉樹~~	総数	~~針葉樹~~	~~広葉樹~~
総数	823 ~~1,425~~	~~1,277~~	~~148~~	313 ~~408~~	~~362~~	~~46~~	510 ~~1,017~~	~~915~~	~~102~~
前半５ヵ年の計画量	444 ~~712~~	~~638~~	~~74~~	147 ~~204~~	~~181~~	~~23~~	297 ~~508~~	~~457~~	~~51~~

２　森林施業面積間伐面積

第６の３の人工造林面積、過去の傾向等を勘案した間伐面積及び下刈り面積を合算して定めました。

~~第６の１により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して定めました。~~

【表６－２】森林施業~~間伐~~面積の計画量　（単位　面積：ha）

区　　分	森林施業~~間伐~~面積※1
総数	13,458 ~~10,390~~
前半５ヵ年の計画量	7,410 ~~5,195~~

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

第６の１の伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により、造林面積を計画しました。

- 単層林の拡大造林（人工林以外の箇所への人工造林）は原則として計画しない。
- 天然林の伐採跡地は原則として天然更新とする。
- 上記のほか、樹下植栽及び天然更新による天然林及び利活用等により機能の維持増進を図る天然林~~育成複層林~~の導入を計画する。

【表６－３】人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量　（単位　面積：ha）

区　　分	人工造林※2	天然更新※2
総数	1,271 ~~2,224~~	503 ~~928~~
前半５ヵ年の計画量	596 ~~1,112~~	236 ~~464~~

第６　１～３の計画量は、「長野県森林づくり指針」で検討中の目標値（目安量）と整合を図ることを基本とし、以下により決定した。

※１「長野県森林づくり指針」で検討中の目標値（目安量）を換算して計画量とした。

※２~~「長野県森林づくり指針」で検討中の目標値（目安量）を換算した値が、~~全国森林計画に基づく計画量（国計画量）の変更に伴い、既計画量が国計画量の基準を上~~を大幅に下~~回っていることから、国計画量の下限値を変更計画量とした。

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林を中心に、保安林の指定目的（公益的機能）を特に発揮できる場所を指定するよう計画し、治山事業の活用等により保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

（単位　面積：ha）

保安林の種類	面積（期末面積）	前半５ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	55,658	54,654	現況:53,651
水源涵養のための保安林	30,905	30,138	現況:29,372
災害防備のための保安林	24,743	24,518	現況:24,292
保健、風致の保存等のための保安林	3,184	3,172	現況: 3,161

注）総数欄は、2 以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。

②-1 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（単位　面積：ha）

森林の所在		総数（実面積）	水源涵養のための保安林			災害防備のための保安林			保健・風致の保存等のための保安林		
地区	市町村		期末面積	前半５ヵ年の計画面積	現況	期末面積	前半５ヵ年の計画面積	現況	期末面積	前半５ヵ年の計画面積	現況
松本	松本市	19,532	11,394	11,111	10,829	8,235	8,161	8,054	153	153	153
	塩尻市	6,007	4,195	4,091	3,987	1,810	1,794	1,770	80	80	80
	安曇野市	5,005	2,163	2,109	2,056	2,830	2,804	2,767	372	371	371
	麻績村	418	43	42	41	375	372	367	15	15	15
	生坂村	1,070	10	10	9	1,061	1,051	1,037	0	0	0
	山形村	543	209	204	198	334	331	327	209	209	209
	朝日村	5,116	4,557	4,444	4,331	558	553	546	0	0	0
	筑北村	3,136	1,040	1,014	988	2,096	2,077	2,049	188	188	188
	計	40,827	23,611	23,025	22,440	17,201	17,044	16,917	1,018	1,017	1,015
北アルプス	大町市	4,151	1,604	1,565	1,525	2,546	2,523	2,490	11	11	11
	池田町	609	0	0	0	609	604	596	59	59	59
	松川村	387	48	46	45	340	337	332	99	99	99
	白馬村	2,938	809	789	769	2,129	2,110	2,082	1526	1526	1,526
	小谷村	6,844	4,833	4,713	4,593	1,918	1,900	1,875	470	460	450
	計	14,930	7,294	7,113	6,932	7,542	7,474	7,375	2,166	2,155	2,145
合計		55,658	30,905	30,138	29,372	24,743	24,518	24,292	3,184	3,172	3,161

注）1. 現況面積は、令和７年９月１日現在の面積
2. 総数欄は、2 以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。
3. 四捨五入により、合計が一致しない。

②-2 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

森林の所在			種類	面積	解除を必要とする理由
地区	市町村	区域			
中部山岳	松本市	—	水源かん養保安林	1.6ha	指定理由の消滅
	松本市	—	土砂流出防備保安林	0.4ha	指定理由の消滅
	塩尻市	—	水源かん養保安林	0.3ha	指定理由の消滅
	安曇野市	—	水源かん養保安林	0.2ha	指定理由の消滅
	安曇野市	—	土砂流出防備保安林	0.2ha	指定理由の消滅
	安曇野市	—	保健保安林	0.2ha	指定理由の消滅
	筑北村		土砂流出防備保安林	0.1ha	指定理由の消滅
	大町市	—	土砂崩壊防備保安林	0.2ha	指定理由の消滅
計	—	—	—	3.2ha	—

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	—	4,468ha	4,934ha	2,090ha
災害防備のための保安林	—	—	3,680ha	4,064ha	1,721ha
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	481ha	531ha	225ha
計	—	—	8,628ha	9,528ha	4,036ha

注）四捨五入により、合計が一致しない。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 総括表

（単位 延長；m）

樹立	開設（新設）				開設（改築）			
	路線数	路線延長			路線数	路線延長		
		前期	後期	計		前期	後期	計
計画区計	**1**	**174,000**	**65,500**	**239,500**	**2**	**2,880**	**0**	**2,880**
林道	1	0	3,500	**3,500**	2	2,880	0	**2,880**
森林作業道		174,000	62,000	**236,000**		0	0	**0**
松本地区計	**0**	**113,000**	**42,000**	**155,000**	**2**	**2,880**	**0**	**2,880**
松本市	0	0	0	0	0	0	0	0
塩尻市	0	0	0	0	2	2,880	0	2,880
安曇野市	0	0	0	0	0	0	0	0
麻績村	0	0	0	0	0	0	0	0
生坂村	0	0	0	0	0	0	0	0
山形村	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日村	0	0	0	0	0	0	0	0
筑北村	0	0	0	0	0	0	0	0
林道　計	0	0	0	0	2	2,880	0	2,880
森林作業道		113,000	42,000	155,000				
北アルプス地区計	**1**	**61,000**	**23,500**	**84,500**	**0**	**0**	**0**	**0**
大町市	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0
松川村	0	0	0	0	0	0	0	0
白馬村	0	0	0	0	0	0	0	0
小谷村	1	0	3,500	3,500	0	0	0	0
林道　計	1	0	3,500	3,500	0	0	0	0
森林作業道		61,000	20,000	81,000				

樹立	拡張（改良）					拡張（舗装）			
	[箇所数]	路線数	路線延長			路線数	路線延長		
			前期	後期	計		前期	後期	計
計画区計	**[180]**	**27**	**15,574**	**3,494**	**19,068**	**12**	**6,283**	**20,900**	**27,183**
林道	180	27	15,574	3,494	**19,068**	12	6,283	20,900	**27,183**
松本地区計	**[157]**	**19**	**11,314**	**3,170**	**14,484**	**7**	**3,983**	**7,900**	**11,883**
松本市	[73]	9	1,853	2,870	4,723	0	0	0	0
塩尻市	[27]	5	2,978	0	2,978	4	1,200	5,500	6,700
安曇野市	[45]	2	2,200	0	2,200	0	0	0	0
麻績村	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
生坂村	[3]	1	0	300	300	2	600	2,400	3,000
山形村	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日村	[8]	1	2,100	0	2,100	0	0	0	0
筑北村	[1]	1	2,183	0	2,183	1	2,183	0	2,183
林道　計	[157]	19	11,314	3,170	14,484	7	3,983	7,900	11,883
北アルプス地区計	**[23]**	**8**	**4,260**	**324**	**4,584**	**5**	**2,300**	**13,000**	**15,300**
大町市	[1]	1	60	0	60	0	0	0	0
池田町	[10]	3	300	324	624	0	0	0	0
松川村	[1]	1	1,500	0	1,500	0	0	0	0
白馬村	[0]	0	0	0	0	2	300	5,000	5,300
小谷村	[11]	3	2,400	0	2,400	3	2,000	8,000	10,000
林道　計	[23]	8	4,260	324	4,584	5	2,300	13,000	15,300

※林道とは、林道、林業専用道をいう。

※本総括表の内、開設(新設)は作業道の延長を含むものとし、(2)イ箇所別表と一致しない。

イ　路網計画　開設(新設)路線別表

（ 単位　延長:m、面積:ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置 地区名	位置 市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヵ年計画	路線番号	備考
開設（新設）	自動車道	林道	松本	－	該当なし					
			松本 計		計0路線 前期 後期	0 0 0				
開設（新設）	自動車道	林道	北アルプス	小谷村	山の神	3,500	((87)) 630		02094	
				計	計1路線 前期 後期	3,500 0 3,500				
			北アルプス 計		計1路線 前期 後期	3,500 0 3,500				
			計画区 計		計1路線 前期 後期	3,500 0 3,500				

※本表は開設(新設)計画の内、林道計画分を登載したものである。

※()内の数字は、国有林面積。（())の数字は、官行造林地面積。

（ 単位　延長:m、面積:ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年計画	路線番号	備考
			地区名	市町村名						
開設（新設）	自動車道	林業専用道	松本・北アルプス	－	該当なし					
	計画区　計				計0路線 前期 後期	0 0 0				

ウ　路網計画　開設(改築)路線別表

（ 単位　延長:m、面積:ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	延長	利用区域面積	前半5ヵ年計画	路線番号	備考
			地区名	市町村名						
開設（改築）	自動車道	林道	松本	塩尻市	片丘南部	1,000	279	○	03118	
				計	計1路線 前期 後期	1,000 1,000 0				
			松本　計		計1路線 前期 後期	1,000 1,000 0				
			北アルプス	－	該当なし					
			北アルプス　計		計0路線 前期 後期	0 0 0				
	計画区　計				計1路線 前期 後期	1,000 1,000 0				

※()内の数字は、国有林面積。 (())の数字は、官行造林地面積。

（ 単位　延長:m、面積:ha ）

開設拡張別	種別	区分	位置		路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年計画	路線	備考
			地区名	市町村名						
開設（改築）	自動車道	林業専用道	松本	塩尻市	片丘南部	1,880	279	○	03118	
				計	計1路線 前期 後期	1,880 1,880 0				
			松本 計		計1路線 前期 後期	1,880 1,880 0				
			北アルプス	－	該当なし					
			北アルプス 計		計0路線 前期 後期	0 0 0				
		計画区 計			計1路線 前期 後期	1,880 1,880 0				

エ　路網計画　拡張(改良)路線別表

（単位　延長:m、面積:ha）

開設拡張別	種別	区分	位置 地区名	位置 市町村名	路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年計画	路線番号	備考
拡張（改良）	自動車道	林道	松本	松本市	宮ノ入	[4] 965	593	○	02163	
					美ヶ原	[6] 540	((60)) (138) 1,172	○	02071	
					湯ノ原	[5] 500	111		04569	
					桧沢	[10] 500	244		03288	
					よもぎこば	[4] 400	366		03116	
					奈川安曇	[7] 348	((46)) (5,728) 2,920	○	01012	
					稲核	[10] 300	183		04575	旧安曇村
					黒川	[14] 520	((462)) 2,680		01011	旧波田町
					あきんど平支	[13] 650	((43)) 394		04955	旧波田町
				計	計9路線 計73箇所 前期 後期	4,723 1,853 2,870				
				塩尻市	奈良井川	[10] 2,000	696	○	02218	
					小曽部	[2] 12	663	○	02066	
					片丘	[2] 316	635	○	02106	
					片丘南部	[10] 500	279	○	03118	
					釜ノ沢	[3] 150	529	○	02069	
				計	計5路線 計27箇所 前期 後期	2,978 2,978 0				
				安曇野市	長峰	[41] 2,000	186	○	04309	旧明科町
					烏川	[4] 200	(2,331) 989	○	01001	旧堀金村
				計	計2路線 計45箇所 前期 後期	2,200 2,200 0				
				生坂村	万平	[3] 300	71		04341	
				計	計1路線 計3箇所 前期 後期	300 0 300				
				朝日村	樫俣	[8] 2,100	597	○	02076	
				計	計1路線 計8箇所 前期 後期	2,100 2,100 0				
				筑北村	氷室	[1] 2,183	43	○	40043	旧坂北村
				計	計1路線 計1箇所 前期 後期	2,183 2,183 0				
			松本　計		計19路線 計157箇所 前期 後期	14,484 11,314 3,170				

（単位　延長:m、面積:ha）

開設拡張別	種別	区分	位置 地区名	位置 市町村名	路線名	箇所数及び延長	利用区域面積	前半5ヵ年計画	路線番号	備考
拡張（改良）	自動車道	林道	北アルプス	大町市	前越	[1] 60	(36) 539	○	02116	
					計1路線 計1箇所 前期 後期	 60 60 0				
				池田町	中島	[2] 100	59	○	05100	
					中島支	[5] 324	33		05270	
					花岡山	[3] 200	63	○	40075	
				計	計3路線 計10箇所 前期 後期	 624 300 324				
				松川村	馬羅尾	[1] 1,500	((15)) (946) 391	○	02126	
				計	計1路線 計1箇所 前期 後期	 1,500 1,500 0				
				小谷村	大池	[5] 1,000	1,126	○	02088	
					姫川妙高	[5] 400	3,143	○	01006	
					黒川	[1] 1,000	210	○	03232	
				計	計3路線 計11箇所 前期 後期	 2,400 2,400 0				
			北アルプス　計		計8路線 計23箇所 前期 後期	 4,584 4,260 324				
		計画区　計			計27路線 計180箇所 前期 後期	 19,068 15,574 3,494				

※（ ）内の数字は、国有林面積。（（ ））の数字は、官行造林地面積。

オ　路網計画　拡張(舗装)路線別表

（単位　延長:m、面積:ha）

開設拡張別	種別	区分	位置 地区名	位置 市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヵ年計画	対図番号	備考
拡張（舗装）	自動車道	林道	松本	塩尻市	奈良井川	1,000	696		02218	
					小曽部	1,200	663	○	02066	
					片丘	3,000	303		02106	
					大欠	1,500	197		03100	
				計	計4路線 前期 後期	6,700 1,200 5,500				
				生坂村	雲根	2,400	179		40352	
					万平	600	71	○	04341	
				計	計2路線 前期 後期	3,000 600 2,400				
				筑北村	氷室	2,183	43	○	40043	旧坂井村
				計	計1路線 前期 後期	2,183 2,183 0				
			松本　計		計7路線 前期 後期	11,883 3,983 7,900				
拡張（舗装）	自動車道	林道	北アルプス	白馬村	白馬小谷東山	5,000	1,156		01055	
					岩岳	300	168	○	04303	
				計	計2路線 前期 後期	5,300 300 5,000				
				小谷村	山の神	2,000	((87)) 630		02094	
					妙高小谷	6,000	(1,633) 163		01013	
					深原	2,000	730	○	02090	
				計	計3路線 前期 後期	10,000 2,000 8,000				
			北アルプス　計		計5路線 前期 後期	15,300 2,300 13,000				
			計画区　計		計12路線 前期 後期	27,183 6,283 20,900				

※()内の数字は、国有林面積。(())の数字は、官行造林地面積。